

懲戒処分等について（公表）

次のとおり懲戒処分等を行ったので、公表します。

記

処分対象者及び処分内容

	所属部局名	格付	年齢	性別	処分内容
当事者	児島支所	係長級	42	男	減給10分の1 6月
管理監督者	児島支所	課長級	60	男	文書厳重注意
管理監督者	児島支所	課長級	59	男	文書厳重注意
管理監督者	総務局	局長級	59	男	口頭厳重注意
管理監督者	児島支所	部長級	59	男	口頭厳重注意
管理監督者	児島支所	次長級	57	男	口頭厳重注意

処分年月日

平成23年9月6日

処分に至った事実の概要

減給処分とした職員は、夏季休暇取得中の平成23年8月11日（木）に、市内パチンコ店の店内で落ちていた店舗専用プリペイドカード（残金5,000円）を拾得し、精算機で現金5,000円に換金のうえ、その現金を着服した「遺失物等横領」の容疑で、警察の事情聴取を受け書類送検されました。

当該職員は、管理監督の職にありながら、このような公務員としての自覚と遵法精神に欠ける行為を行い、市民の信頼を著しく損ない、市職員全体の信用を著しく失墜させたため、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分を行い、さらに、その上司5名について、当該職員の管理監督者としての責任を問うたものです。